

徳島県地域福祉支援計画の概要

計画期間 : 平成31(2019)年度～平成35(2023)年度

位置づけ : 社会福祉法第108条の規定による「都道府県地域福祉支援計画」として策定

「とくしま高齢者いきいきプラン」、「徳島県障がい者施策基本計画」、「徳島はぐくみプラン」等連携を図りながら福祉の各分野の共通的な事項を横断的に記載し、福祉分野の上位計画として位置づける。

基本目標 「誰もが、共に支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の実現」

5つの「重点課題」と課題解決に向けた「主要施策」

重点課題①
包括的な相談・支援体制づくり

包括的に対応できる体制の整備

○福祉・保健・医療・子ども・まちづくり等関連分野の施策と十分に連携を図り、分野横断的な支援体制の構築を図ります。

地域におけるトータルケアシステムの構築

○高齢者、障がい者、子育て世代等のそれぞれの状況に応じて多様な福祉サービスを適切に活用できる環境を整備するため、徳島ならではの「地域包括ケアシステム」の構築等、情報提供や関係機関等との連携体制の整備を促進します。

重層的セーフティネット機能の充実

○生活保護によるセーフティネットに加え、第2のセーフティネットとして生活困窮者の自立支援や子どもの貧困対策に取り組み、重層的なセーフティネットを構築します。

社会的孤立・生活困窮者等への支援

○住宅確保要配慮者やひきこもり、制度の狭間の困窮者等への支援を推進します。

重点課題②
地域住民等との連携・協働による
共に支え合う地域づくり

**地域住民等が主体的に
地域生活課題を把握・解決できる環境の整備**

○地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人等、幅広い関係者が様々な活動を実施します。

地域におけるきずなの確保

○地域の実情に合わせ多様な主体が交流できるサロン活動等、地域福祉活動を推進します。
○高齢者が高齢者を見守る「友愛訪問活動」、消費者被害を防止する「とくしま消費者見守りネットワーク」等、きめ細やかな高齢者の見守り体制の充実・強化に努めます。

徳島県地域福祉支援計画の概要

重点課題③

安心して福祉サービスが利用できる
環境づくり

福祉に関する情報提供・相談体制の充実

- 身近な地域での相談窓口の設置や、専門性の向上と関係機関との連携を強化します。
- 利用者からの苦情の適切な解決、満足度の向上等、利用者へのよりよい福祉サービスの提供ができるよう、相談体制の整備に努めます。

権利擁護の推進

- 「認知症高齢者見守りセンター」の設置、「認知症サポーター」の養成等、認知症対策に取り組みます。
- 「徳島県障がい者権利擁護センター」を設置し、障がい者の権利擁護・虐待防止に取り組みます。
- 成年後見制度の利用促進に向け、市町村の取り組みを支援します。

福祉サービスの質の向上

- 福祉サービス事業者のサービスの質の向上につなげるため、サービスの自己評価の取組や第三者評価の受審を促進します。また、利用者が最適なサービスの選択を行えるよう情報を提供します。

重点課題④

地域福祉の担い手づくり

福祉意識の普及啓発

- 幼少期からの福祉教育の推進、地域住民等との協働による活動やボランティア活動を通じ、「福祉への理解や関心」をライフステージに応じて高めていきます。

福祉人材の養成・定着・確保と 資質の向上

- 「徳島県福祉人材センター」において「福祉人材の養成」を図るとともに、福祉職場のイメージアップ、就業支援による「人材確保」、体系的な研修による「資質の向上」に取り組みます。

ボランティア・NPO育成と 活動支援

- ボランティアやNPOなど社会貢献団体の活動支援や相談・見守り等を行う人材を育成します。

多様な組織の地域福祉活動への 参画促進

- 従前からの地域福祉の担い手に加え、社会福祉法人等、多様な組織の参画を促します。

重点課題⑤

災害に強い福祉のまちづくり

地域防災力の強化

- 市町村や民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携し、在宅の高齢者、障がい者等、「災害時要配慮者への支援対策」の推進等により、地域の防災力を強化します。

福祉避難所・ 災害ボランティアセンターの体制整備

- 一般の避難所での生活が困難となる要配慮者が、安心して避難所生活ができる環境を整備するとともに、復旧時に大きな役割を果たす災害ボランティアの活動を支援します。

関係団体との連携協力体制の構築

- 大規模災害時の情報把握や、人材・物資の調整等を行う「災害時コーディネーター」の配置、社会福祉施設等との相互応援等、関係団体との「連携協力体制」を構築します。

広域的な災害ボランティア支援体制の整備

- 大規模災害時に社会福祉協議会に設置される災害ボランティアセンターを中心に、四国や関西広域連合構成府県を中心とした広域的な災害ボランティア支援体制の整備を図ります。